明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一一）　一
〔告　示〕
○電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件（総務三一九）　一
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務三五二）　二
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働二六七）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一七九～一一九一）　二
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（経済産業一一七）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通九五九）　四
○航路標識に関する件（海上保安庁三八、三九）　四
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一三〇）　四
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　農林水産省
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　六
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（山形労働局最低賃金公示一、佐賀同一）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁　六
財団、有権者申出方関係　六
裁判所　七
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　三七
会社その他

省令

○厚生労働省令第百十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 劇　薬 有機薬品及びその製剤 一～百三十四の十二　（略） 百三十五　レカネマブ及びその製剤 百三十六～百三十八　（略）	**別表第三**（第二百四条関係） 劇　薬 有機薬品及びその製剤 一～百三十四の十二　（略） （新設） 百三十五～百三十七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。